

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）と長野県石油商業組合上小支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的に供給をすることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上田市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次に掲げる協力を要請することができるものとする。

（1）甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油

（2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供

（3）乙及び丙等が取り扱う物資（前2号に規定する石油類燃料を除く。）の供給、要員の動員等

（4）乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者、観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設、水道水及びトイレの提供

（5）乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報及び近隣の避難場所に関する情報等の提供

（6）乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）に負担させるものとし、その価格は災害発生時直前における通常の価格を基準とし、供給先と乙及び丙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、乙及び丙等からの請求が供給先にあったときは、その費用を速やかに支払うよう、必要に応じて指示するものとする。

（事故等）

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等、組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(市民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 3 月 13 日

甲 上田市

上田市長 母袋 創一 (印)

乙 長野県石油商業組合

理事長 渡邊 一正 (印)

丙 長野県石油商業組合上小支部

支部長 角田 峰雄 (印)